

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十五号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十」に、「百分の百十」を「百分の百」に改め、同条第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十七・五」に、「百分の百十」を「百分の百」に、「百分の六十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百を」を「百分の百・五を」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の六十七・五」を「百分の七十」に、「百分の百」を「百分の百・五」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に改める。

第四条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十」を「百分の百六十五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十」に、「百分の百七十」を「百分の百六十」に改める。

第六条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和三年四月一日から施行する。